

○農林水産省告示第千八百五十三号
中央卸売市場の卸売業者が卸売の業務を廃止したので、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第五十三条第二項の規定に基づき、告示する。
平成十七年十一月一日

農林水産大臣 中川 昭一
卸売の業務を廃止した 株式会社福島魚類
卸売業者の名称
卸売の業務を行っていない 福島市中央卸売市場
た市場

取扱品目の部類 水産物部
廃止の年月日 平成十七年十月二十一日

○農林水産省告示第千八百五十四号

農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成六年法律第四十六号）第二十条の規定に基づき、次のように登録実施機関を登録したので、同法第三十一条第一号の規定に基づき、告示する。
平成十七年十一月一日

農林水産大臣 中川 昭一

一 登録の年月日及び登録番号
平成十七年十一月一日

第〇〇一号

二 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
財団法人都市農山漁村交流活性化機構
檜垣徳太郎

東京都中央区八重洲一丁目五番三号
登録実施事務所を行う事務所の所在地
東京都中央区八重洲一丁目五番三号

○国土交通省告示第千三百九十号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十三年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は平成十七年十一月一日から三十日間中部地方整備局において一般の縦覧に供する。
平成十七年十一月一日

道路の区域
線名 近畿自動車道伊勢線

区 間

三重県多気郡勢和村大字丹生字クグリ谷四四二三番一八

変更前	後
敷地の幅員	敷地の幅員
延 長	延 長
(メートル)	(メートル)
最大 一一七	最大 一四〇
最小 八三	最小 八七

前 最大 一一七
後 最小 八三

前 最大 一四〇
後 最小 八七

国土交通大臣 北側 一雄

国土交通大臣 北側 一雄

○特許庁告示第六号
特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十二年通商産業省令第三十四号）第七十九第一項並びに第八十条第一号及び第二号の規定に基づき、昭和五十三年九月二十九日特許庁告示第二号（国際事務局の口座及び本邦通貨の金額を定める件）の一部を次のように改正し、平成十八年一月一日から施行する。
平成十七年十一月一日

特許庁長官 中嶋 誠
第一号「中、株式会社東京三菱銀行」を「株式会社三菱東京UFJ銀行」に改める。
第二号を次のように改める。

一 千四百スイス・フラン
二 本邦通貨の金額

1 十五スイス・フラン 十二万一千八百円
2 二百スイス・フラン 一万七千四百円
3 百スイス・フラン 八千七百円
4 三百スイス・フラン 二万六千円

○特許庁告示第七号
特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十二年通商産業省令第三十四号）第七十八条の二及び第七十八条の三の規定に基づき、昭和六十一年九月二十一日特許庁告示第三号（特許庁以外の国際調査機関に対する手数料の納付のための口座及び調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件）の一部を次のように改正し、平成十八年一月一日から施行する。
平成十七年十一月一日

特許庁長官 中嶋 誠
第一号「中、株式会社東京三菱銀行」を「株式会社三菱東京UFJ銀行」に改める。
第二号「二、二十一万七千三百円」を「二十万九千八百円」に改める。

特許庁長官 中嶋 誠
第一号「中、株式会社東京三菱銀行」を「株式会社三菱東京UFJ銀行」に改める。
第二号「二、二十一万七千三百円」を「二十万九千八百円」に改める。

国土交通大臣 北側 一雄

○国土交通省告示第千三百九十一号
航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第九十四条第二項第二号の口座の規定に基づき、航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示（平成十三年国土交通省告示第千九百九十四号）の一部を次のように改正する。
平成十七年十一月一日

国土交通大臣 北側 一雄
第二十三条第一号に次のように加える。
又 防護のために必要な措置に関する詳細な事項は、当該事項を知る必要があると認められる者以外の者に知られることがないよう管理すること。この場合において、防護に関する秘密については、秘密の範囲及び業務上知り得る者を指定し、かつ、管理の方法を定めることにより、その漏えいの防止を図ること。

第二十三条第三号中、「及びチ」を、「チ及びヌ」に改める。

この告示は、平成十八年六月一日から施行する。

○国土交通省告示第千三百九十二号
建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一百二十二条第四項第一号、第二百二十九条の十三の二第三号及び第三百三十六条の二第一号の規定に基づき、昭和四十八年建設省告示第二千五百六十三号の一部を次のように改正する。
平成十七年十一月一日

国土交通大臣 北側 一雄
第一号「ハまで」を、「ニまで」に、「ハ」を、「ニ」に改め、第一号を次のように改める。
一 次に掲げる基準に適合する常時閉鎖状態を保持する構造の防火設備とすること。
イ 次の(1)又は(2)のいずれかに適合するものであること。

(1) 面積が三平方メートル以内の防火戸で、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖するもの（以下、常時閉鎖式防火戸」という。）であること。
(2) 面積が三平方メートル以内の防火戸で、昇降路の出入口に設けられ、かつ、人の出入りの後二十秒以内に閉鎖するものであること。

口 当該防火設備が開いた後に再び閉鎖するに際して、次に掲げる基準に適合するものであること。ただし、人の通行の用に供する部分以外の部分に設ける防火設備にあつては、この限りでない。

第一号「ハまで」を、「ニまで」に、「ハ」を、「ニ」に改め、第二号を次のように改める。
一 次に掲げる基準に適合する常時閉鎖式防火戸を、第一号に定める構造の防火設備」に改め、第二号中、「構造の防火戸」を、「随時閉鎖することができる構造の防火設備」に改める。

第三号「及びハに掲げる要件（ハ）」を、「口及びニに掲げる要件（ニ）」に改め、第三号中「常時閉鎖式防火戸」を、「第一号に定める構造の防火設備」に改め、第三号中「構造の防火戸」を、「随時閉鎖することができる構造の防火設備」に改める。

第四号「及びハに掲げる要件（ハ）」を、「口及びニに掲げる要件（ニ）」に改め、第四号中「常時閉鎖式防火戸」を、「第一号に定める構造の防火設備」に改め、第四号中「構造の防火戸」を、「随時閉鎖することができる構造の防火設備」に改める。

第五号「及びハに掲げる要件（ハ）」を、「口及びニに掲げる要件（ニ）」に改め、第五号中「常時閉鎖式防火戸」を、「第一号に定める構造の防火設備」に改め、第五号中「構造の防火戸」を、「随時閉鎖することができる構造の防火設備」に改める。

第六号「及びハに掲げる要件（ハ）」を、「口及びニに掲げる要件（ニ）」に改め、第六号中「常時閉鎖式防火戸」を、「第一号に定める構造の防火設備」に改め、第六号中「構造の防火戸」を、「随時閉鎖することができる構造の防火設備」に改める。

第七号「及びハに掲げる要件（ハ）」を、「口及びニに掲げる要件（ニ）」に改め、第七号中「常時閉鎖式防火戸」を、「第一号に定める構造の防火設備」に改め、第七号中「構造の防火戸」を、「随時閉鎖することができる構造の防火設備」に改める。

第八号「及びハに掲げる要件（ハ）」を、「口及びニに掲げる要件（ニ）」に改め、第八号中「常時閉鎖式防火戸」を、「第一号に定める構造の防火設備」に改め、第八号中「構造の防火戸」を、「随時閉鎖することができる構造の防火設備」に改める。

第九号「及びハに掲げる要件（ハ）」を、「口及びニに掲げる要件（ニ）」に改め、第九号中「常時閉鎖式防火戸」を、「第一号に定める構造の防火設備」に改め、第九号中「構造の防火戸」を、「随時閉鎖することができる構造の防火設備」に改める。

第十号「及びハに掲げる要件（ハ）」を、「口及びニに掲げる要件（ニ）」に改め、第十号中「常時閉鎖式防火戸」を、「第一号に定める構造の防火設備」に改め、第十号中「構造の防火戸」を、「随時閉鎖することができる構造の防火設備」に改める。

第十一号「及びハに掲げる要件（ハ）」を、「口及びニに掲げる要件（ニ）」に改め、第十一号中「常時閉鎖式防火戸」を、「第一号に定める構造の防火設備」に改め、第十一号中「構造の防火戸」を、「随時閉鎖することができる構造の防火設備」に改める。

第十二号「及びハに掲げる要件（ハ）」を、「口及びニに掲げる要件（ニ）」に改め、第十二号中「常時閉鎖式防火戸」を、「第一号に定める構造の防火設備」に改め、第十二号中「構造の防火戸」を、「随時閉鎖することができる構造の防火設備」に改める。

第十三号「及びハに掲げる要件（ハ）」を、「口及びニに掲げる要件（ニ）」に改め、第十三号中「常時閉鎖式防火戸」を、「第一号に定める構造の防火設備」に改め、第十三号中「構造の防火戸」を、「随時閉鎖することができる構造の防火設備」に改める。

第十四号「及びハに掲げる要件（ハ）」を、「口及びニに掲げる要件（ニ）」に改め、第十四号中「常時閉鎖式防火戸」を、「第一号に定める構造の防火設備」に改め、第十四号中「構造の防火戸」を、「随時閉鎖することができる構造の防火設備」に改める。

(1) 当該防火設備の質量（単位 キログラム）に当該防火設備の閉鎖時の速度（単位 メートル毎秒）の二乗を乗じて得た値が二十以下となるものであること。
(2) 当該防火設備の質量が十五キログラム以下であること。ただし、水平方向に閉鎖するものであつてその閉鎖する力が百五十二ニュートン以下であるもの又は周囲の人と接触することにより停止するもの（人との接触を検知してから停止するまでの移動距離が五センチメートル以下であり、かつ、接触した人が当該防火設備から離れた後に再び閉鎖又は作動をする構造であるものに限り。）にあつては、この限りでない。

第一号「ハまで」を、「ニまで」に、「ハ」を、「ニ」に改め、同号を次のように改める。
イ 当該防火設備が閉鎖するに際して、前号ロ(1)及び(2)に掲げる基準に適合するものであること。ただし、人の通行の用に供する部分以外の部分に設ける防火設備にあつては、この限りでない。

第一号「ハまで」を、「ニまで」に、「ハ」を、「ニ」に改め、同号を次のように改める。
イ 当該防火設備が閉鎖するに際して、前号ロ(1)及び(2)に掲げる基準に適合するものであること。ただし、人の通行の用に供する部分以外の部分に設ける防火設備にあつては、この限りでない。